

要 請 書

文部科学省 原子力損害賠償対策室 次長 山下 恭範 殿

平成29年4月10日

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団（原発被災者弁護団）

共同代表 弁護士 丸 山 輝 久

共同代表 弁護士 前 川 渡

共同代表 弁護士 大 森 秀 昭

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-8-16第2升本ビル5階

- 1 平成29年3月11日付け福島民報に、貴殿に対するインタビュー記事が掲載されていますが、同記事によれば、貴殿は、「ADRを巡っては東電の対応に不満の声が多い。国の評価を伺う。」と記者が質問したのに対し、「現時点で東電拒否による打ち切りはないなど、目立った問題があるとは思っていない。審査会の委員も同じ受け止めた。」と回答されたとのことです。
- 2 しかしながら、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」といいます。）での和解仲介手続において、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」といいます。）の対応には重大な問題があります。
浪江町民1万5000人以上による集団申立てでは、東電は、平成26年3月20日にセンターが提示した、慰謝料の増額を認める内容の和解案を、センターからの度重なる説得にもかかわらず、3年以上にわたって拒否し続けています（わずか申立人1名についてのみ平成28年11月に受諾を表明）。
また、飯舘村蔵平地区の住民29世帯105名による集団申立てでも、東電は、平成26年3月20日に提示された、被ばく不安による慰謝料の

増額を内容とする和解案について、センターからの度重なる説得にもかかわらず、3年以上にわたって拒否し続けています。

飯館村比曽地区の住民57世帯217名による集団申立てでも、東電は、平成28年10月31日に提示された、被ばく不安による慰謝料の増額を内容とする和解案を5か月間にわたり拒否しています。

- 3 これらの和解仲介手続では、センターが未だ和解仲介手続を打ち切りとはしておらず、東電に対する説得を諦めてはいませんが、新・総合特別事業計画中の「3つの誓い」で「和解仲介案の尊重」を誓約しているはずの東電から、長期にわたって和解案を拒否され続け、一向に進展がないのですから、《目立った問題がない》などと言えないことは明白です。
- 4 また、東電の社員やその家族からの申立てによる案件については、累計で68件が、東電が和解案の受諾を拒否したために和解仲介手続が既に打ち切りとなっています。このことは、センターの活動状況報告書にも明記されているところです（平成29年3月「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成28年における状況について～（概況報告と総括）」14頁）。
従いまして、「現時点で、東電拒否による打ち切りはない」というのは、明らかな事実誤認です。
- 5 センターでは、東電による和解案拒否をおそれて、東電が受諾できそうな範囲の和解案を示すにとどめるという本末転倒の発想に陥っている仲介委員や調査官もいるというのが申立人代理人として活動している当弁護士団員が実感しているところです。
- 6 以上のとおり、「現時点で東電拒否による打ち切りはないなど、目立った問題があるとは思っていない。」との貴殿の発言は、センターにおける東電の対応について、重大な事実関係の誤認に基づく、問題意識を欠いた発言と言わざるを得ません。また、貴殿は「ただ、個別対応で不十分な点はあるだろう。」「審査会で問題がないか確認したり、東電の姿勢を正したりすることもある。」と発言されたとのことですが、上記に指摘した東電の対応について審査会が東電の姿勢を正した経過が報告された事実もありません。
- 7 当弁護士団は、貴殿に対し、このような誤った事実認識を改め、東電の和解案拒否が、センターの紛争解決機関としての社会的意義を失わせる危険のある重大な問題であることを正しく認識し、今後の原子力損害賠償対策室における業務にあたっていただきたく、本書面にて要請致します。

以 上

〔添付資料〕

- ・平成29年3月11日付け福島民報記事

〔本要請についてのお問合せ先〕

弁護団事務局次長 弁護士 秋山 直人（03-3580-3269）